

競争契約における一者応札・応募についての改善方策

平成 21 年 9 月 11 日
情報・システム研究機構

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構では、随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約方式への移行を推進してきたところであるが、競争契約へ移行したものであっても、一者応札・一者応募となっている事例が見受けられることから、改善方策を以下のとおり定める。

1 調達情報の提供

文部科学省政府調達のホームページと当機構のホームページの調達情報をリンクさせ情報提供に努める。

2 公告期間の十分な確保

現在、公告期間については、原則 10 日間以上確保しているところであるが、事業者において入札や企画書作成等の準備期間をさらに確保できるようにするため、公告期間をできるだけ長く設定するよう努める。

3 公告時期の前倒し

競争性の確保や、十分な時間的余裕をもって事業者が業務を行うことを可能とするため、業務の開始時期を従前より早めることにより、入札等の公告時期を前倒しするよう努める。

4 仕様書の具体化・明確化

仕様書の策定に当たっては、業務内容を具体的にわかりやすく書き、特定の者が有利になることのないよう、また、入札説明会などを可能な限り実施し、業務内容に対する競争参加者の理解度を高めるよう努める。